

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

台伊租税協定の紹介（下）

三、争議解決機制

1. 関係企業の移転価格（協定第9条）

一方領域が既に相手方領域より税金を徴収した相手方領域企業の利潤を、当該一方領域企業の利潤に調整し、税金の徴収を行ったとき、当該利潤の調整は、当該2軒の会社間において定めた条件、及び互い独立企業として定めた同じ条件により、前者領域企業に帰属する場合、相手方領域は、当該利潤の調整につき徴収する税額を適切な調整を行わなければならない（即ち、一方が関係企業間の取引に対し、移転価格の調整を行った場合、相手方は、合理的対応の調整を行わなければならない）。前述でいうすべての調整は、協定第25条の手続きのみにより行うものとする。

2. 互いの協議手続き（協定第25条）

いかなるの者が一方又は双方領域の行為に対し、本協定に定める税金徴収への不適合を至らしめた、又は至らしめるおそれがあると認めた場合、各当該領域の国内法の救済規定を問わず、その居住者である一方の税務主務機関に対し、申立てを提出することができる。この申立ては、本協定に定める税金の徴収への不適合により行った初回通知の3年内に取り扱うものとする。一方領域の財務主務機関が申立ての理由を認めたとえ、それ自身が適切な解決を取れない場合、本協定に定める税金徴収への不適合を回避するよう、相手方領域の主務機関と協議して解決をを求めることに努めなければならない。

四、発効及び適用（協定第30条）

台伊租税協定は、双方が各自の領域において、本協定を発効させるために必要な手続きを取り扱ったほか、正式に相手方に通知して、その通知の受取日に発効する。

本協定の発効は、次に掲げるものに対して適用する。

源泉徴収する税金	本協定発効日の所属年度の翌年1月1日（2016年1月1日）から取得した金額である。
その他の所得税金	課税年度は本協定発効日の所属年度の翌年1月1日（2016年1月1日）から始まる、徴収すべき税金である。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

五、台伊租税協定の主要内容概要¹

適用範囲	適用対象	一方又は双方の領域居住者資格をもつ者で、個人及び企業を含む。
	適用税目	所得税を主とする。
主要税金免除措置	営業利益	一方領域の企業が相手方領域において従事する営業は、恒久的施設を構成しなかった、又はその相手方領域の恒久的施設で行った場合、その営業利益の税金を免除する。
	投資による所得	配当・利息及び権利金の控除税率上限は 10% ² である。
	財産取引による所得	<ul style="list-style-type: none"> 不動産の移転により取得した利益に対し、不動産所在地領域は、課税することができる。 証券取引所における未上場株式の移転について、当該株式の価値は、相手方領域の不動産収益の 50%を超えていない場合、株式の移転によって取得した利益に対し、相手方領域は、税金の徴収を免除しなければならない。
	業務遂行による所得	一方領域の居住者が業務遂行又はその他類似な性質を有する独立活動により取得した所得は、特定の相手方領域も課税できる事情を適合する場合を除き、当該一方領域のみ課税する。
	個人労務による所得	一方領域の居住者が相手方領域における労務の提供により取得した所得は、一定な条件を適合して他方による所得税の徴収を免除する場合を除き、相手方領域は、それに対し、税金を徴収することができる。
争議解決	関係企業移転価額	適切な調整機制を提供し、関係企業の取引における二重課税の問題を解決する。

¹ 財政部のプレスリリース<台湾とイタリアとの所得税の二重課税回避及び脱税防止協定(以下「台伊租税協定」)は、2015年12月31日から発効し、2016年1月1日から適用する>
<http://www.mof.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeid=137&pid=68491>、最後の閲覧日付は2016年2月17日。

² 台湾との租税協定がない国家の配当・利息及び権利金の控除税率上限は20%である。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
 提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	互いの協議	一方領域の居住者が本協定を適用できる争議・価額移転の適切調整に関する争議又はその他二重課税の問題にあったとき、一定期間内に当該一方領域の税務主務機関に対し、互いの協議を申請し、関連の問題を解決することができる。
--	-------	---



本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
 提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。